

項目	内容
子どもの権利に関する条例	子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を地域で実現する基本となる「子どもの権利条例」の制定を検討する。
子どもオンブズパーソン制度の検討	子どもへの権利侵害があった場合に実態の調査・勧告の権限を持って速やかに対応するため、子ども自身が相談できるオンブズパーソン制度を検討する。
公共施設・事業の企画・運営・利用への子どもの参加の促進	公共施設や事業の企画・運営・利用への子どもの参加や、子どもだけでの利用を進めて、子どもを企画・運営委員に登用する。利用料の無料化、もしくは減免をする。
(仮称)こどもの総合支援センターの開設と機能の充実	子ども施策の拠点として、こどもの発達支援センターと子ども家庭支援センター機能を併せ持つ施設となる。(仮称)こどもの総合支援センターを開設する。専門家の派遣と恒常的な支援をするために適切な指導員を配置し、障害を持つ親子も健全親子も一緒に集う。市民の子育てグループ等の活動を育てる。
子どもの居場所の再検討	児童館の再編成 地域子育て支援センターの創設 保育園の在宅親子への遊び場開放事業の充実 小学校施設・校庭開放による「遊びの学校」事業 中学校の教室開放による「自習室」事業 子どもたち自身の企画でつくる遊び場の開設 プレイパークの開設検討 簡易スポーツ施設の設置 プレイリーダーの育成と活用
親役割を理解することの支援の促進	子どもと一緒に暮らす中で親としての力もついていくという視点に立ち、先輩パパママとの交流、同年代の親との交流や専門家による講座の開設等を積極的に進める。
子ども向け広報の充実	西東京市のホームページ等とリンクした子ども向けホームページの充実や、子どもへの広報を拡充する。
おとなになっていく力を育てる活動の充実	小・中・高校生と乳幼児とのふれあい活動や、子育てボランティアやベビーシッター活動を通じて、異年齢の子どもたちの交流を進める。市民活動の中で、子どもの参加を積極的に進め、市民としての体験を広げる。若者たちの文化・活動が展開する広場づくりを検討する。
保育支援の拡充	市立保育園の中から基幹型保育園を2カ所程度づくり、病後児保育、休日保育を実施する。その他の市立保育園では、延長保育、一時保育、障害児の療育型保育・入所型保育、在宅親子向け遊び場事業を実施する。また、一時的な宿泊型保育(ショートステイ)を児童養護施設やNPO等を積極的に活用した事業を検討する。学童保育については、小学3年生までを現施設で保育し、小学4年生以上は「遊びの学校」事業に移行する。
市民参加型子育て支援の推進	子どもと子育て家庭支援における役割について、分担と協働作業を整理し、積極的に市民参加を求めることを原則とする。そのために必要な活動場所や、方法などの相談等に応じる支援体制を整備する。

皆さんの意見をお聞かせください

「子育て支援計画(素案)」に対するご意見を募集します

子育て支援計画策定委員会において、子育て支援計画の素案を作成しました。その概要表(参考)をお知らせするとともに、この素案に関するパブリックコメント(市民意見提出手続き)を実施します。

なお、この素案の全文は、情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。

対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する法人その他の団体

意見の提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・対象案件名(子育て支援計画)を必ず明記して、提出してください。

直接または郵便(〒188 8666 西東京市役所田無庁舎子育て支援課あて) ファクス(☎66・9666) 電子メール(西東京市ホームページから)

募集期間 10月27日(月)～11月10日(月)

検討結果の公表 2月(予定)

計画期間 平成16年度～25年度の10年間

子育て支援課(☎☎内線1521)



項目	内容
障害のある子どもとない子どもが共に暮らすまちの実現を目指して、可能な限り一緒に居場所、活動場所の確保への移行を進める。(仮称)こどもの総合支援センター、保育園、児童館での障害のある子どもへの支援事業を並行して実施する。	
母子保健と児童福祉事業の連携の強化	虐待や子育てへのさまざまな相談に対応するために、保健師の家庭訪問活動を積極的に進める。母子保健で対応している育児相談・育児支援の一部を分担し、母子保健と児童福祉事業が共同して子育て支援事業を進める。
総合的な子ども家庭支援推進のための組織づくり	西東京市子ども福祉審議会と連携しながら、行政において総合的な事業推進のための組織をつくる。地域における子ども家庭支援推進のためにつくられている組織等の分担と協働を考える。

ご協力ください ひばりヶ丘駅北口地区利用者を対象に アンケート調査を実施します

市では、「ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進」を新市建設計画の重点施策の一つに掲げており、現在、駅北口地区(ひばりヶ丘駅北口地区)に含めて実施するものです。今後の基本構想策定に当たっての重要な資料となる調査です。一人でも多くの皆さんのご協力をお願いします。

対象地域 ひばりヶ丘北一丁目、二丁目、三丁目、北町

調査方法 調査票を郵送・回収

都市計画課(☎☎内線2411)

ご参加ください 調布保谷線の環境施設帯を検討する 協議会への参加者を募集します

東京都では、多摩の南北を結ぶ都市計画道路 保谷3・2・6号線(調布保谷線)の道路整備を進めています。本路線は幅員36メートルで、この中には両側に幅員10メートルの環境施設帯を整備する予定です(下図参照)。

環境施設帯の整備にあたっては、環境施設帯整備検討協議会(仮称)を設置し、市民の皆さんの参加のもと、広くご意見をいただきながら検討を進めていきたいと考えています。

協議会は、約1年間、定期的に開催する予定です。この協議会に参加していただく市民の皆さんを募集します。多くの方々のご参加をお待ちしています。

第1回協議会
とき 11月15日(土)午後1時～4時
ところ 防災センター6階講堂

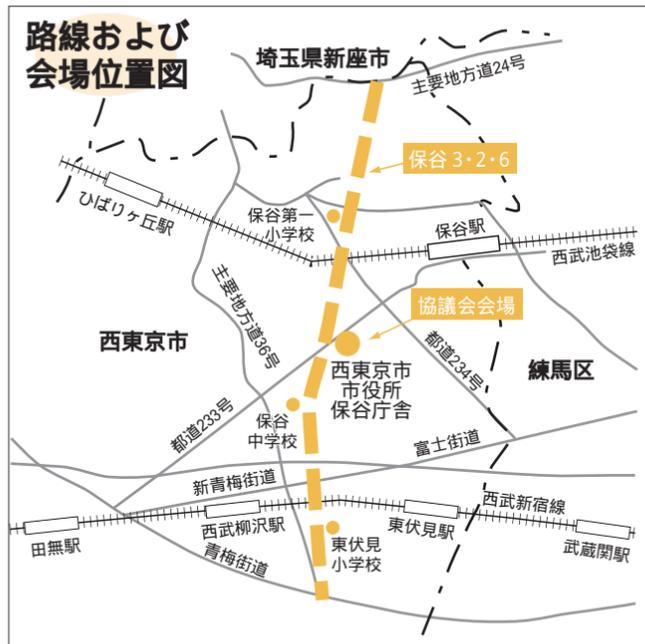
座室2
申込 はがき・ファクス・ホームページのいずれかの方法で11月4日(火)(必着)までにお申し込みください。

申し込みの際には、住所・氏名・電話番号を明記のうえ、申し込みください(受け付け後、案内を通知します)。

申込先 郵送 〒183 0006 府中市緑町1-27-11 ファクス ☎042・369・389

0、東京都北多摩南部建設事務所 第一課あて ホームページ: <http://www.kensei.metro.tokyo.jp/>の「新着情報」をご覧ください。

問合せ 東京都北多摩南部建設事務所(☎042・330・1836(直通))
都市計画課(☎☎内線2415)



標準横断面



環境施設帯とは

沿道の生活環境を保全するために設置される道路の部分であり、自転車歩行者道・植栽帯・副道などによって構成されます。

第3回西東京市民まつりを開催します

第3回西東京市民まつり実行委員会と西東京市では、月に市民まつりを開催します。詳しくは、11月1日号の市報でお知らせします。

とき 11月8日(土)午前11時～午後4時・9日(日)午前9時～午後3時30分

ところ ひばりヶ丘運動場

生活文化課(☎☎内線1411)、産業振興課(☎☎内線1441)



昨年の市民まつり